

令和6年度 在来線利用促進事業費補助金 第3回募集要項

1 事業の目的

鉄道を活用した観光誘客や地域住民等の鉄道利用の促進に資する取組を支援し、唐津線、筑肥線及び長崎本線の利用促進を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 鉄道を活用した観光誘客に資する事業

【補助対象経費の例】

- ・ 地域の体験プログラム等を活用した鉄道旅行商品の開発に係る経費
- ・ 観光列車の誘客力向上のためのイベントの企画・運営、出店に係る経費
- ・ 観光列車をおもてなしするための備品の購入や観光パンフレット等の制作、情報発信等に係る経費

(2) 地域住民等の鉄道利用の促進に資する事業

【補助対象経費の例】

- ・ 地域住民や通勤・通学利用者を対象とした鉄道運賃等への補助に係る経費
- ・ 地域住民や通勤・通学利用者を対象としたパークアンドライド実証実験に係る経費

※(1)の対象事業のみ応募を受け付けます。

3 応募資格

本補助金に応募できる者は、唐津線(佐賀－西唐津間)、筑肥線(山本－伊万里間)及び長崎本線(江北－肥前大浦間)の沿線地域に所在する自治体、学校及び当該地域内で活動を行う地域団体等であって、次の要件の全てを満たす団体とする。

(1) 自己又は団体の構成員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- 力 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(2) 前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではない者。

4 補助対象経費及び補助率等

別表のとおり

※補助対象期間に発注・納品・支払等が完了しない経費は対象外となります。

5 応募の手続、スケジュール等

(1) 補助対象期間、募集期間、提出書類、提出部数

ア 補助対象期間

補助金の交付決定を行った日から令和7年2月28日(金)まで

イ 募集期間

令和7年1月8日(水)から令和7年1月24日(金)まで

※令和6年度に「2 補助対象事業」の(1)で採択を受けている場合は、応募不可

ウ 提出書類

- ・応募用紙
- ・収支予算書
- ・見積書等の事業に要する経費の積算が分かる資料
- ・誓約書(自治体及び教育機関は提出不要)

エ 提出部数

1部(提出された書類は返却しません)

(2) 書類の提出方法

郵便、電子メール、持参のいずれかの方法により、(3)の応募先に提出すること

(3) 応募先・問合せ先

〒840-8570

佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁新館7階南 佐賀県交通政策課

鉄道活用推進担当 廣澤、松本

TEL:0952-25-7341 FAX:0952-25-7142

e-mail:koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp(所属)

6 事業の採択

応募書類受領後、応募いただいた内容について、総合的に審査を行い、採択の可否を決定します。

7 留意事項

- (1) 補助金の交付及びその条件は、別に定める「在来線利用促進事業費補助金交付要綱」に基づきます。
- (2) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 審査の結果、採択されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。
- (4) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止します。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
1 鉄道を活用した観光誘客に資する事業	(1) 鉄道を活用した観光誘客に資する事業に要する経費 (2) その他知事が必要と認める経費 【例】 ・地域の体験プログラム等を活用した鉄道旅行商品の開発に係る経費 ・観光列車の誘客力向上のためのイベントの企画・運営、出店に係る経費 ・観光列車をおもてなしするための備品の購入や観光パンフレット等の制作、情報発信等に係る経費	・補助金の対象者が自治体の場合 2分の1 ・上記以外の場合 3分の2	25万円
2 地域住民等の鉄道利用の促進に資する事業	(1) 地域住民等を対象とした鉄道利用の促進に資する事業に要する経費 (2) その他知事が必要と認める経費 【例】 ・地域住民や通勤・通学利用者を対象とした鉄道運賃等への補助に係る経費 ・地域住民や通勤・通学利用者を対象としたパークアンドライド実証事業に係る経費	・補助金の対象者は自治体のみ 2分の1	150万円

備考

- 1 補助上限額は、1補助事業者当たりの額とする。
- 2 補助額は、1,000円未満を切り捨てた額とし、交付決定後の増額は認めない。
- 3 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 用途、単価、数量等が明確に確認できない経費
 - (4) 人件費及び食糧費(会議及び作業に係るお茶代は除く)
 - (5) ポイント、クーポン、商品券、小切手、手形により支払った経費
 - (6) オークションにより購入した物の経費
 - (7) 振込等の各種手数料
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とする経費
 - (9) 出資・出損・貸付及び不動産取得に要する経費
 - (10) その他知事が不適当と認める経費